

# 地域活動事業費Q & A集

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第1課

令和7年11月

Q1) どのような事業が対象となるのか。

A1) 次の表の①から⑤に該当する事業を2種類以上実施する場合が対象となります。実施内容はあくまで参考例のため、記載されているもの以外も対象となる可能性があります。また、参加者が園児（保護者含む）のみである場合や、実施内容・積算内容の具体性に欠ける場合は加算が認められません。

事業の種類	実施内容(例)
①世代間交流事業	(老人福祉・介護保険施設での高齢者との交流や、地域コミュニティが行うイベントへの参加等による世代間でのふれあい活動) 老人福祉施設への訪問／老人会への参加／季節的行事／伝承遊び／町内会・近隣商店街等との連携によるイベント
②異年齢交流事業	(卒園児や近隣小学校の児童といった、保育所利用児とは年齢の異なる児童との交流) 近隣小学校との交流／卒園児との交流
③育児講座・育児と仕事の両立支援	(地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児相談・諸々の講座の実施や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等) 保育士による育児講座の開催／地域の子育て家庭を対象にした諸々の講座
④地域の特性に応じた保育需要への対応	(地域の保育需要に対応するための、地域の実情に応じた活動で市長が特に認めるもの) 園行事(移動動物園・人形劇・夏祭り・運動会など)への参加受入(※)／園・園庭の開放(※)
⑤保育所体験特別事業	(適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方について相談助言等を受けられるようにする) 園行事(移動動物園・人形劇・夏祭り・運動会など)への参加受入(※)／園・園庭の開放(※)／近隣小学校・中学校からの保育所体験学習の受入／学生の保育所実習・ボランティア等の受入

(※) が付く実施内容は、事業実施のねらいや対象者によって「事業の種類」に分類してください。

Q2) 加算額はいくらになるのか。

A2) 20万円を上限に、事業にかかった対象費用が加算額となります。

Q3) 地域活動事業にかかった経費がすべて補助対象になるのか。

A3) ・保育の提供にあたって通常要する費用は対象となりません。

(例) 運動会を実施した場合

地域の親子を招いて行われる運動会であっても、万国旗・ラインカーの購入費は運動会の実施にあたり通常要する費用であるため、対象外となります。

・実施事業にどう必要となるのか不明な費用は対象となりません。

(例) お泊り会を実施した場合

地域の子どもを招いて行われる場合であっても、寝袋の購入費は在園児であれば寝具の用意があるはずなので用途が不明であり、対象外となります。

Q4) どのように申請すればよいか。

A4) 令和6年度から、認定申請書による申請は廃止し請求ソフトによる申請・請求となっています。事業の実施に要する費用が確定次第、請求ソフトにより、申請・請求を

行ってください。(事業実施月に請求する必要はありません。)

なお、**複数回の申請を可能としますが、重複申請しないよう御注意ください。**

Q5) 実績報告について変更点はあるか。

A5) 変更点はありませんが、申請時ではなく、**実績報告時に事業の内容と対象経費等を確認します**ので、領収書等は適切に保管してください。

Q6) 実施場所が保育園以外の場所だが、対象となるか。

A6) **保育園以外の場所で実施する場合も対象となりますが、保育園が主体となって実施する事業である必要があります。**地域子育て支援センターで実施する事業は地域子育て支援センターの事業であるため、対象となりません。

Q7) 事業を地域等に向けて広報したものの、結果として参加者が集まらなかった場合、購入した物品は対象となるか。

A7) 地域の方が結果的に不在であっても、事業を実施した場合は対象となります。ただし、事業の計画の段階で開催中止が決定した場合については、対象外となります。

Q8) 経費の支出期限はいつか。

A8) **経費の支出は当該年度内に必ず行ってください。**実績報告書と併せて領収書等の支出の証拠書類をご提出いただく必要がありますので、書類の御用意をお願いします。地域活動の実施と支払いの年度が異なる場合、当該経費は対象外になってしまうため、御注意ください。